

令和6年度 第1期定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき執行した令和6年度第1期定期監査等について、同条第9項及び第10項の規定によりその結果に関する報告及び意見を以下のとおり提出します。

| | | |
|---------|----|----|
| 藤沢市監査委員 | 中川 | 隆 |
| 同 | 石田 | 晴美 |
| 同 | 西 | 智 |
| 同 | 平川 | 和美 |

第1 監査の概要

1 監査の実施期間

2024年（令和6年）9月3日から同年11月5日まで

2 監査の種類及び対象

(1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

総務部、教育部、オンブズマン事務局

(2) 同第7項に基づく指定管理者監査

株式会社八ヶ岳高原ロッジ（藤沢市八ヶ岳野外体験教室に係る指定管理業務）

3 監査の範囲

主として、令和6年度（2024年4月1日から2024年7月末日まで）に執行した上記部局各課等が所管する財務に係る事務及び指定管理者が所管する指定管理業務に係る出納その他の事務

4 監査の着眼点

(1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。
- (4) 施設の管理は適切に行われているか。
- (5) 最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

藤沢市監査基準に準拠して次により実施した。

- (1) 監査対象課等から提出された事前資料等に基づき調査事項を決定し、関係資料の試査・照合及び関係職員に対してヒアリングを行った。
- (2) 事務事業の執行状況等について監査委員によるヒアリングを行った。
- (3) 必要に応じて施設等を視察した。

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類の調査、施設等を視察した結果、おおむね適正に執行され、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織の合理化に努めていると認められたが、一部に改善すべき点及び検討を要するものが見受けられた。改善すべき点については留意し、適正に事務が執行されるように努められたい。また、検討を要する点、要望については、意見・要望として付すので、改善に向けて検討されたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

1 指摘事項

(1) 定期監査

ア 委託料の執行

(ア) 協定書に定められた再委託の承諾手続を行っていない。(教育部教育総務課)

・藤沢市八ヶ岳野外体験教室管理運営業務

基本協定書第13条において、指定管理者は書面によりあらかじめ藤沢市の承諾を得た場合でなければ再委託は禁止されているが、再委

託業務一覧を記載した年度事業計画を承認しているのみで、協定書に定められた承諾手続きを行っていない。また、再委託業務一覧に記載されている業務以外の業務についても一部再委託が行われている。

(イ) 変更契約や指示書の取り交わし等をしていないものがある。(教育部教育指導課)

- ・令和6年度藤沢市小・特別支援学校体育大会等業務(当該業務の問題点については令和5年度の履行状況を確認)

水泳大会の中止、国際教育推進会等の未実施等、仕様書と実際の履行状況が異なっている部分があり、他に転用しているものがあった。

事業の中止や変更が生じた場合は変更契約や指示書の取り交わし等を行い、事業費の執行に残金が生じた場合には前払いした委託料を精算すべきである。

イ 施設の管理

(ア) 敷地境界の状況が明確に把握されていない学校がある。(学校)

学校の敷地について調査を行ったところ、境界を認識していない学校があった。

『藤沢市公有財産規則(平成8年6月24日規則第22号)』第9条に、「行政財産は、当該行政財産を直接使用し、又は所管する課等の長が管理する。」とあり、第10条において、「公有財産を管理する課等の長は、その所管に属する公有財産について(3)隣接地との境界の状況を常に調査し、適正な維持保存及び効率的な運用に努めなければならない。」とある。また、『藤沢市立学校の管理運営に関する規則(昭和35年4月30日教委規則第2号)』第24条において、「校長は、学校の施設及び設備(備品を含む。以下同じ)の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。」とあることから、学校においても敷地境界を把握する必要がある。

(イ) 家庭科室のガス感知器の有効期限（2023年末まで）が切れているものがある。（学校）

(2) 指定管理者監査

ア 協定書に定められた再委託の承諾申請手続きを行っていない。（藤沢市八ヶ岳野外体験教室に係る指定管理者の業務（株式会社八ヶ岳高原ロッジ））

基本協定書第13条において、指定管理者は書面によりあらかじめ藤沢市の承諾を得た場合でなければ再委託は禁止されているが、再委託業務一覧を記載した年度事業計画を申請しているのみで、協定書に定められた承諾申請手続きを行っていない。また、再委託業務一覧に記載している業務以外の業務についても一部再委託を行っている。

2 意見・要望

(1) 学校等の運営委員会等に支出された公金の管理について（教育部）

現在、各学校に設置された運営委員会及び学校の教育活動を行うにあたり組織された研究会等（以下、「運営委員会等」という。）へ、市は「藤沢市立中学校課外活動費補助金」、「藤沢市立小・中・特別支援学校教育課程推進事業等補助金」及び「白浜養護学校校外訓練業務委託料」等の補助金及び委託料（以下、「補助金等」という。）を支出している。

この補助金等は、目的に応じた業務の遂行や事業を実施するために支払われたものであるため、公金と同様に扱う必要がある。しかしながら、所管課がその執行状況を把握していないものがあつた。

また、補助金等の名目ではあるが、通常行われる民間事業者等への支出とは異なるため、所管課は事業を行う運営委員会等が、ルールに基づき、支払われた現金を適切に取り扱っていることを確認する必要があると考えられる。

運営委員会等が行う事業の実施については、その責任の所在を明らかにするとともに、支出に関するマニュアルの整備や領収書等で執行状況を確認する等、支出の状況を所管課が管理する方策を早急に検討されたい。

(2) 学校施設維持管理のための予算措置と人員配置について（教育部）

学校施設に不具合が生じた場合、学校施設課は学校から連絡を受けた後に実際に現場を確認し、修繕を行うのか、あるいは工事等を実施するのか判断し対応する。しかしながら、本市の学校数は多く、かつ全体的に老朽化が進んでいることから、近年、対応を必要とする不具合箇所が増加しており、不具合の箇所も費用負担の大きなものになってきている。そのため、現状では学校が求める修繕等の要請に対し、対応が必ずしも追いついていない状況にある。その主な原因は、適時適切な維持管理に必要な学校施設課の予算や人員が不足していることにあると思われる。

児童、生徒が安全、安心に学校生活を送るためには、不具合箇所に対し、早急かつ適切な処置を行う必要があることから、学校施設課に対する適時適切な維持管理に即した予算措置と人員配置の確保が望まれる。

(3) 委託料の執行

ア 価格の妥当性の確認について（総務部職員課）

・35歳以上職員定期一般健康診断等業務

本業務は労働安全衛生法等の法令に基づき、市職員の健康の維持増進を図ることを目的として職員に健康診断を受診させる事業で、約30年にわたり同一の団体との単独随意契約（協議積算）を行っている。事業開始当初とは状況が変化していることも考えられるので、複数者からの見積を徴取するなど価格の妥当性を検討されたい。

イ 納付書の処理に係る仕組みの変更への着手について（総務部情報システム課）

・入力データ作成業務

本業務委託の対象となっているデータには、手書きの市税納付書（申告納付等、市側で課税額が決められない納付書）及び公金払込集計表（市内の各金融機関から税や料等の収入額の内訳を一覧化したもの）が含まれている。市税については、一部の金融機関からは電子データで收受できるようになり、以前より取扱件数が減少したものの、庁内の事情により日次で

処理をするため、毎日紙媒体を受託者へ持ち込む必要があり、効率的とは言えない。

さらに、収納関連のシステムは古いプログラミング言語で構築されており、今後、改修等が困難となる可能性が高く、持続可能性に課題を抱えている。

既に庁内で公金収納デジタル化の検討が進められているが、収納の処理に係る仕組みの変更について、他自治体の事例等も参考にしながら、どの部署がリーダーシップをとって庁内調整を進めるか責任の所在を明確にし、期限を定め、早期に着手することを要望する。

ウ 市が支出している委託料だけでなく事業全体の支出を確認・把握する仕組みを構築することが望ましい。（教育部教育指導課）

- ・令和6年度藤沢市中学校体育行事等業務（当該業務の問題点については令和5年度の履行状況を確認）

報償費、需用費、役務費等について、収支決算書で履行状況を確認したところ、設計書に記載されている数量、単価等と実際の履行状況が異なっている部分があり、他に転用しているものがあつた。

本業務については、受託者は市の委託料のほかに、受託者に直接支払われている県支出金、受益者負担金等を受領し、これを合算して事業全体の予算を組み、事業を実施している。市委託料が適切に履行されているかを確認するためには、事業全体の履行状況を確認することが必要である。

さらに、内部統制を強化するために市委託料だけでなく事業全ての支出に関わる領収書等の整備及び所管課が支出を確認・把握する仕組みを構築することが望ましい。

エ 価格の妥当性の確認について（教育部学務保健課）

- ・藤沢市公立学校県費負担教職員健康診断業務
- ・児童生徒各種検診判定指導業務
- ・児童生徒尿検査業務
- ・児童生徒心臓等検診業務

これらの業務は労働安全衛生法や学校保健安全法等に基づき、教職員や児童生徒の健康保持等を目的とした事業で、30年以上にわたり同一の団体との単独随意契約を行っている。事業開始当初とは状況が変化していることも考えられるので、複数者からの見積を徴取するなど価格の妥当性を検討されたい。

オ 価格の妥当性の確認について（教育部学校給食課）

・学校給食残菜処理業務

学校給食の残菜は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物であり、同法6条に基づき、市が定める藤沢市一般廃棄物実施計画に記載されている残菜の資源化処理を行うことができる業者が市内では受託事業者以外にないために単独随意契約を行っている。

運搬費用などもあり一律の比較は難しいとしても、同様事業を実施する他市の契約の1kgあたりの処理単価を調査するなど、価格の妥当性を検討されたい。

カ 業務廃止について（教育部学校給食課）

・学校給食食材等の放射能濃度測定検査業務

本業務は福島原発事故発生に伴い開始した業務で、学校給食食材等の放射能濃度の検査を実施するものであるが、事故から13年が経過した現在に至るまで高濃度放射能は検出されていない。同様の事業を実施している自治体でも、事故後10年前後で廃止している例もあるため、段階的な事業縮小ではなく、早急な事業廃止を検討されたい。

(4) 施設の管理

ア 藤沢市八ヶ岳野外体験教室の修繕計画・収益向上策について（教育部教育総務課）

藤沢市八ヶ岳野外体験教室は藤沢市内小・中・特別支援学校の児童生徒が集団生活や野外体験を通して心身を鍛え、健全な人格を形成することを目的とし、平成4年に開設された。竣工から30年以上経過しており、現地

調査を行ったところ、施設外部の柱の腐食や窓の開閉不具合等、経年による劣化や気象条件等による損傷が散見される。

本施設は、現在の指定管理者が平成28年2月に「中長期修繕計画・建物等修繕計画書」を作成し、令和3年3月に見直しを行っている。本修繕計画に基づき、優先順位をつけた修繕を行い、安全確保及び建物の延命を図っているが、一方で、利用者アンケートでは建設当初に想定されなかった冷房設備の設置要望が多く寄せられるなど、一部現状に即していない状況があり、早期の計画見直しが望まれる。

また、維持管理経費への対応として、利用料金に一定の差額を設けた上で市外在住者等も利用可能とする、繁忙期の利用料金を設定するなどの収益向上策についても検討されたい。

本施設は、児童生徒の学びの場としてだけではなく、市民にとっても自然豊かな環境で様々な体験活動ができる貴重な場とし、多くの市民に永く愛され、活用される施設となるよう、不断の施設維持管理に努められたい。

イ 校地として利用している普通財産について（学校）

滝の沢中学校において、行政財産である校庭と合わせて、管財課所管の普通財産（滝の沢中学校隣接市有地 2,163.54 m²）を、普通財産の使用申請により校庭の一部として常時利用しており、修繕等の対応は他の学校の行政財産と同様に、学校施設課が実施している。実態に合わせて行政財産に変更・移管することも検討されたい。

（5）公金の管理

ア 学校における立替払について（学校）

現在、教育委員会で作成している『学校における公金等の取り扱いについて』において、「できるだけ立替払が生じないように心がけること。」

「やむを得ず立替えをするときはできるだけ短い期間とすること。」とされているが、立替払は、認められていない支払方法である。

今後は、立替払によらない方法を検討すべきである。

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起又は検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。